定　款

株式会社Fast Fitness Japan

定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社Fast Fitness Japan　と称し、英文では、Fast Fitness Japan Incorporatedと表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　スポーツ施設の企画並びに経営
２　フィットネスフランチャイズの経営
３　フィットネス事業コンサルタント
４　人材総合プロデュース
５　スポーツプログラムの研究及び開発・提供
６　スポーツインストラクターの養成及び斡旋
７　スポーツインストラクターのライセンス発行
８　スポーツ教室、文化教室、レクリエーション活動の企画、運営
９　児童の教育に関する企画、開発及び児童の学習教室の経営
１０　前各号に関する知識・技術の指導及び人材の養成のためのスクール、研修、講習会等の運営
１１　スポーツ施設の運営に関する備品、商品やサービス、音楽配信サービス、ネットワーク環境の卸売、販売、リース、賃貸及びその仲介
１２　ビデオ、コンパクトディスク及びＤＶＤ等の音及び映像媒体物の企画、制作、販売及びレンタル
１３　出版物の企画、発行及び販売
１４　インターネットを利用した映像、音楽の配信及び情報提供サービス
１５　インターネット、携帯情報端末機、テレビ及びラジオ等の通信網及び出版物による広告業務
１６　フィットネス関連用品、スポーツ関連用品、衣料品、服飾雑貨及び日用品雑貨の企画、開発、卸売、販売及び輸出入
１７　健康食品及びハーブ・ビタミン・ミネラル類などを補給した補助食品の販売及び輸出入
１８　ノベルティグッズの企画、開発、卸売、販売及び輸出入
１９　インターネット、その他の通信を利用した通信販売業
２０　不動産の売買、賃貸及び管理
２１　旅行業務
２２　生命保険の販売
２３　古物営業法に基づく中古スポーツ用品類の買取及び販売
２４　リース、レンタル及び割賦販売業
２５　高度管理医療機器等販売業及び賃貸業
２６　損害保険代理店業
２７　生命保険の募集に関する業務
２８　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機　関）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
　１　取締役会
　２　監査等委員会
　３　会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
　２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
　３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第 10 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決　議）
第 15 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 16 条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 17 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１名以上とする。
２　当会社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。

（取締役の選任）
第 18 条　当会社の取締役は、株主総会の決議により選任する。但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる

株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３　取締役の選任については、累積投票によらない。

４　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。

（取締役の解任）

第 19 条　取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期はその選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した、監査等委員でない取締役の補欠、又は増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、前任者又は他の監査等委員でない取締役の任期の残存期間と同一とする。

３　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

４　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　代表取締役は取締役会の決議で定める。

２　取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３　前２項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会は、社長が招集し、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）
第 24 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）
第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。
２　決議について特別の利害関係がある取締役は議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）
第 26 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第 27 条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（報酬等）
第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）
第 29 条　当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第 30 条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）
第 31 条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することが

できる。

（監査等委員会の招集通知）
第 32 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）
第 33 条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第 34 条　監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行う。

（監査等委員会規則）
第 35 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置及び員数）
第 36 条　当会社は，会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第 37 条　会計監査人は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 38 条　会計監査人の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は，前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任の一部免除）
第 39 条　当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第１項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第７章　計　算

（事業年度）

第 40 条　当会社の事業年度は年１期とし、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第 43 条　剰余金の配当及び中間配当が、その支払いの提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　則

第１条　当会社は、平成３０年６月開催の第８期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成 22 年５月 21 日施行
平成 23 年３月 22 日改訂
平成 23 年 10 月５日改訂
平成 28 年６月 16 日改訂
平成 28 年 10 月 20 日改訂
平成 30 年６月 21 日改訂
令和　元年６月 28 日改訂
令和　元年８月 29 日改訂
令和　元年９月 27 日改訂